



報道機関 各位

記者発表資料

平成25年11月14日(木)

問い合わせ先：財政課

担当：吉田

電話：829-1151

内線：2511

問い合わせ先：教職員課

担当：小林

電話：829-1652

内線：4032

【指定都市発表】

県費負担教職員の給与負担等の道府県から指定都市への移譲について

本日、20 指定都市と指定都市所在 15 道府県は、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意しました。

この事務移譲に伴う財政措置として、指定都市・道府県の双方にとって財政運営への影響を最小限とすること、すなわち財政中立を基本として、道府県から指定都市に個人住民税所得割2%の税源移譲が行われることに合意したところです。

また、事務及び税源の移譲時期については、平成29年度を目途に可能な限り早期に行われるよう、実務的な検討・準備を進めます。

<指定都市>

札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 川崎市 横浜市 相模原市 新潟市 静岡市
浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市 岡山市 広島市 北九州市
福岡市 熊本市

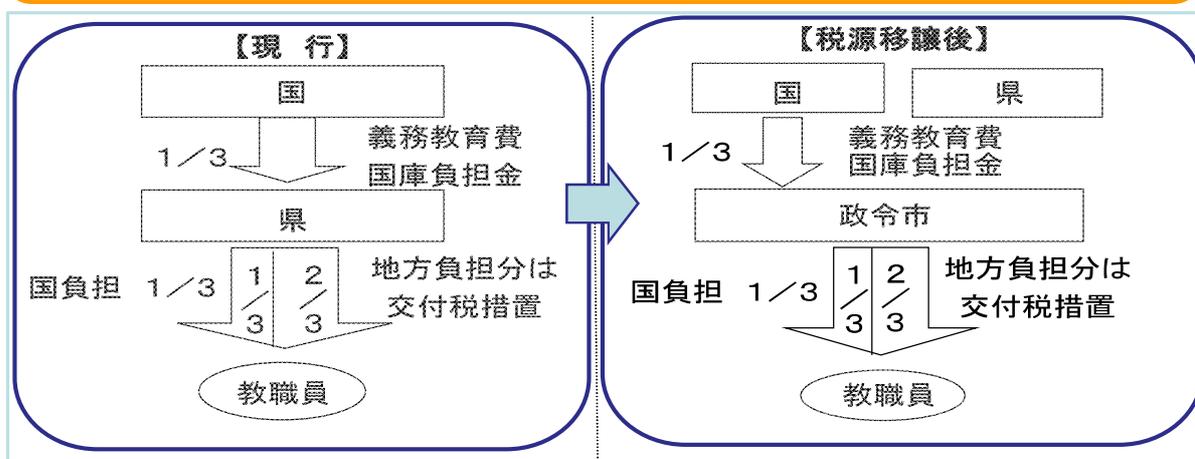
参 考

- 県費負担教職員の給与費については、現在、市町村立学校職員給与負担法により都道府県の負担とされているが、平成 25 年 3 月 12 日閣議決定「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」において、指定都市に係る給与等の負担については、「関係者の理解を得て、速やかに結論を出した上で、指定都市に移譲する」とされた。
- また、地方制度調査会答申（平成 25 年 6 月 25 日）において、「財政措置を講じるに当たっては、指定都市側と関係道府県側の間においても適切な協議の場が設けられ、合意形成が図られるべきである」とされるとともに、中央教育審議会教育制度分科会審議経過報告（平成 25 年 9 月 26 日）においても、「指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、指定都市に移譲する方向で見直すことが適当」であり、関係者の理解を得て進めることが必要とされた。
- これらを受けて、本年 11 月、指定都市所在道府県及び指定都市の間で財政措置のあり方について合意されたことを踏まえ、給与負担の移管に伴い必要な経費を確保するため、道府県から指定都市に個人住民税所得割 2% の税源移譲を実施する。

指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市に移管するための税源移譲

要望内容

現在、都道府県の負担とされている県費負担教職員の給与費について、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担を道府県から指定都市に移管するために必要な経費を確保するための税源移譲



県費負担教職員の給与負担等の移譲に関する市長コメント

県費負担教職員給与負担等に関する道府県から指定都市への税源移譲等について、関係道府県と指定都市の協議により合意形成が図られたことは、これまでの県費負担教職員制度における懸案であった権限（任命権者）と財源（給与負担者）のねじれが解消され、さらには、教職員の定数及び学級編制基準の決定権限が移譲されることから、地方分権を推進するうえで、非常に意義があることと考える。

平成29年度を目途とする事務及び税源の移譲に係る制度設計においては、国において、事務移譲に支障のない適切な財政措置が講じられるよう強く望むところである。

平成25年11月14日　さいたま市長　清水　勇人